

【つくばビジネスポータル】利用規定

第 1 章 総則・共通事項

第1条 本規定の適用

本規定は、契約者と株式会社筑波銀行(以下「当行」といいます)との間でインターネットに接続可能な当行所定の情報機器(以下「端末」という)を利用して、第 2 条に定めるサービスを行うことができる「つくばビジネスポータル」(以下「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。本サービスの提供に際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

なお、本規定において、契約者とは、当行にて法人向けインターネットバンキング「つくばビジネス Net」(以下「つくばビジネス Net」といいます)を契約する法人および個人事業主であって、当行所定の Web 申込みにより契約者として指定された者をいいます。

第 2 条 サービス内容

(1) サービス内容

- ① 取引照会
 - ア. 当行本支店の預金口座残高・入出金明細照会
 - イ. 他行の本サービス契約者名義の預金口座残高・入出金明細照会
- ② お知らせ機能
 - ア. メッセージ(当行から契約者に対する個別通知)
 - イ. お知らせ(当行から本サービス利用者に対する通知)
- ③ 関連サイトリンク
- ④ アカウント管理
- ⑤ 連携口座追加

(2) サービス内容の詳細

本サービスの詳細(技術的事項を含みます)につきましては、本サービスのホームページ等に提示いたしますので、内容をよくご確認のうえ利用ください。なお、当行はサービス内容を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

第 3 条 利用申込み

(1) 利用申込者

本サービスは、当行にて「つくばビジネス Net」を契約する法人および個人事業主の方が利用できます。

(2) 利用申込み

本サービスの利用を希望する場合は、本規定の内容を承諾の上、当行所定の Web 上の手続きにより申込みを行うも

のとします。利用申込みについては、反社会的勢力でないことの表明・誓約を含む本規定への同意が必要です。

前述の Web 申込み手続きでは、電子メールアドレス、「つくばビジネス Net」の契約者情報(諸契約番号・管理者コード・管理者ログオンパスワード・管理者可変パスワード・ワンタイムパスワード)を使用します。その際、「つくばビジネス Net」の契約者情報の利用については、別途定める「法人向けインターネットバンキング「つくばビジネス Net」利用規定」および「つくばビジネス NetAPI利用サービス規定」によることとします。

また、契約者は、本サービスの利用申込みに際して、「ログオン ID」を取得し、「ログオンパスワード」を登録するものとします。

第 4 条 契約者の利用者設定

(1) 利用者の指定および権限設定

契約者は、端末により本サービスの全部または一部の取引を行う者として自らの責任において次の利用者を指定し、利用者別に操作権限を設定します。

① 管理者 ID

契約者を識別するために使用する ID であり、当行が本サービスの申込みを受けた場合、契約者が申請した電子メールアドレスを管理者 ID として管理します。契約者の管理責任者(以下「管理者ユーザー」といいます)は、管理者 ID を使用し本サービスの全ての取引および自身を含む全ての利用者の管理ができ、かつ一般 ID とそのパスワードを発行することができます。なお、契約者は自らの責任において自社の業務内容に適した管理責任者を指定することとします。

② 一般 ID

管理者が契約者内において本サービスを利用する利用者ごとに権限を付与した ID であり、管理者は当行所定の数の「一般 ID」を登録・管理することができるものとします。なお、契約者は、「一般 ID」の登録・管理にあたり、当該「一般 ID」を使用・管理する従業員(以下「一般ユーザー」といいます)の業務内容に基づき、自らの責任において各自の取扱権限を適切に定めるものとします。

(2) 電子メールアドレスの登録

すべての利用者は、本サービスの利用にあたり電子メールアドレスの登録が必要です。

(3) 契約者の責任負担

契約者は利用者の行為を監督し本規定を遵守させるとともに、利用者が行った行為に基づく一切の責任は契約者が負うものとします。

第 5 条 動作環境

(1) 利用環境の準備、維持

契約者は、当行で推奨するオペレーティングシステムやブラウザを確認のうえ、契約者の負担および責任において本サービスの利用に適した端末の動作環境を準備し維持するものとします。

(2) 利用にあたっての費用負担

本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、端末、その他機器等の導入費用等については、契約者が負担するものとします。

第 6 条 サービス利用口座

(1) サービス利用口座の登録

契約者は、本サービスで利用する預金口座(以下「サービス利用口座」といいます)を当行所定の方法により登録することとします。

(2) 登録可能口座数

サービス利用口座として登録できる預金口座数は当行所定の口座数とします。

(3) 登録可能な預金口座名義

1 契約に登録できる預金口座名義は契約者と同一名義のもの、または当行が認めたものに限りします。

第 7 条 サービス利用可能日・利用可能時間

(1) 利用可能日・利用可能時間

本サービスの利用可能日、利用可能時間は、いずれも当行所定の日・時間帯とします。

(2) 当行都合によるサービスの一時停止・中止

回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、利用可能時間内であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。なお、一時停止または中止により契約者等に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

第 8 条 本人確認

(1) 利用申込み

本サービスの利用申込みの際、電子メールアドレスを使用した認証(以下、「電子メールアドレス認証」といいます。)および「つくばビジネス Net」の契約者情報(諸契約番号・管理者コード・管理者ログオンパスワード・管理者可変パスワード・ワンタイムパスワード)を使用した認証(以下、「API 認証」といいます。)により本人確認を行います。

(2) ログオン

本サービスにログオンする際、ログオン ID およびログオンパスワードを使用した認証(以下、「ID 認証」といいます。)により本人確認を行います。

(3) 本人確認・取引意思

- ① 当行は受信した「ログオンID」、「ログオンパスワード」、(以下、総称して「本人確認情報」といいます)により

本人確認を行います。

- ② 当行所定の方法により送信された本人確認情報と、契約者が事前に登録した本人確認情報との一致を当行が確認した場合、当行は次の事項を確認できたものとみなして取扱います。

ア. 本サービスの利用依頼が契約者の意思による有効な申込みであること。

イ. 当行が受信した処理依頼内容が真正なものであること。

(4) 本人確認情報の利用に関する留意事項

① 本人確認情報の厳重な管理

本人確認情報は、第三者に知られたり盗まれたりしないよう契約者本人の責任において厳重に管理することとします。安全性を高めるため、生年月日、電話番号、連続番号など類推されやすい番号を本人確認情報等として使用することや、他のサイトとの使い回しを避けてください。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。

② 本人確認情報の漏洩等の届け出

ア. 本人確認情報を第三者に知られたり盗まれたりした場合、またはそのおそれがある場合は、契約者は速やかに当行所定の書面により届出ることとします。本届出を怠ったことにより契約者等に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

イ. 上記の届出に基づき、当行は遅滞なく本サービスの利用を停止します。この場合、当行が本サービスの利用を停止する前に当行が依頼を受付けた取引により契約者に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り当行は責任を負いません。

③ 本人確認情報の失念

本人確認情報を失念した場合は、当行所定の方法によるパスワードの再発行の手続き等、当行所定の手続きを行うこととします。

④ 連続誤入力による利用停止

誤った本人確認情報の入力、送信を、当行所定の回数以上連続して行ったときは、当行は安全のため本サービスの利用を停止します。この場合契約者は、前号に準じてパスワードの再発行の手続き等、当行所定の手続きを行うこととします。なお、利用停止により契約者等に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

⑤ その他

本人確認情報の再発行手続きにより、それまで本サービス上に保持していた情報等が消去される場合があります。この場合、当行の過失によるものでない限り当行は責任を負いません。

- (5) パスワード等は契約者ご本人の責任において厳重に管理してください。安全性を高めるため、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号をパスワード等として使用することを避けるとともに、契約者ご本人でパスワード等を定期的に変更してください。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。

第9条 電子メール

(1) 電子メールアドレスの登録

本サービスの利用開始にあたり、契約者はあらかじめインターネットを介して端末により当行のシステムにサービス利用登録を行うこととし、その際、ユーザー名と利用者の電子メールアドレスを当行のシステムに登録することとします（当行のシステムに登録した電子メールアドレスを以下「登録アドレス」といいます）。

(2) 電子メールの利用

- ① 当行は取引依頼の受付結果やその他の告知を登録アドレスあてに送信します。
- ② 登録アドレスを変更する場合は、利用者がサービス画面から変更登録を行うこととします。

(3) 電子メールの利用に関する留意事項

- ① 当行が登録アドレスあてに送信した電子メールを利用者以外が受信または閲覧したとしても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第10条

(1) 変更の届出

契約者は、印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により当行へ届出ることとします。

(2) 通知等の延着・未着

前項に定める届出事項の変更の届出がなかった等、契約者の責めに帰すべき事由により、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に契約者に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第11条 禁止行為

(1) 譲渡、質入れ

契約者は、理由の如何を問わず、本契約における権利を譲渡・質入れすることはできません。

(2) 不適当・不適切な行為

契約者は、次の行為をしないこととします。

- ① 公序良俗に反する行為

- ② 犯罪に結びつく行為
- ③ 法律に反する行為
- ④ 本サービスの運営を妨げる行為
- ⑤ 当行の信用を毀損する行為
- ⑥ その他、当行が不適当・不適切と判断する行為

第12条 解約等

(1)解約

本サービスは、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。ただし、契約者から当行に対する解約の通知は、当行所定の方法によるものとします。

(2)解約通知

当行の都合により本サービスを解約する場合は、当行所定の方法で解約の通知を行います。その場合に、その通知が住所変更等の事由により契約者に到達しなかったときは、通常到達すべきときに契約者に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3)当行の判断によるサービスの解約

契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、契約者に何らの催告をすることなく本サービスを解約することができます。なお、解約により契約者等に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

- ① 支払停止または、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、若しくは自ら申立てまたはその準備を行ったとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ 住所変更等の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由により、当行において契約者の所在が不明となったとき
- ④ 本利用規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき
- ⑤ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき

(4)処理の中止

本契約が終了した場合、その時点までに処理が完了していない依頼について、当行はその処理を継続する義務を負いません。

第13条 免責事項等

(1)本人確認

第8条第1項から第3項に定める本人確認を行った場合、パソコン、スマートフォン等、本人確認情報について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

(2) 免責事由

以下の事由に起因して契約者等に損害が生じても、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線または端末等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき理由があったとき
- ④ 本規定に基づく解約、一時停止、サービスの中断
- ⑤ その他、当行に責に帰すべき事由がないとき

(3) 通信手段等の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよび端末等の障害等、当行に責によらない事由により、本サービスの利用が不能となっても、当行は責任を負いません。

(4) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責によらない事由により本人確認情報、取引情報等が漏洩しても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

(5) 諸契約番号等の照合

契約者が利用申込時に使用した諸契約番号、パスワード等を、当行が契約者との「つくばビジネス Net」取引に関し発行・登録した諸契約番号、パスワード等と照合し、相違ないと認めて処理を行った際は、パスワード等につき盗用その他事故があっても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第14条 反社会勢力の排除

(1) サービス利用者は、現在、暴力団・暴力団員・暴力団でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力」という)に該当しないこと、および次の各号に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約します。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) サービス利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のひとつでも該当する行為を行わないことを確約しま

す。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(3) サービス利用者が、反社会的勢力もしくは(1)各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、サービス利用者との取引を継続することが不適切である場合には、第12条、第13条に関わらず、当行は本サービスを停止し、またが利用者に通知することにより本サービスを解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

第15条 取引内容の確認

契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第16条 関係規定の適用・準用

本規定に定めのない事項については、当行の各預金規定、当座勘定規定、「つくばビジネス Net」利用規定等の各種規定により取扱います。なお、各規定は必要に応じて当行ホームページにて確認いただくか、当行に請求してください。

また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本規定を優先して適用するものとします。

第17条 規定の変更

本規定は、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。改定日以降は改定後の規定に従うものとし、この改定によって損害が生じたとしても、当行の故意または過失に基づく場合を除き、当行は責任を負いません。

第18条 準拠法と管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく取引に関して紛争が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第2章 サービスの機能

本サービスを利用して以下の各機能を提供します。なお、当行は本サービスの全部または一部について、追加、停止、

終了ならびにサービス内容および利用条件の変更を行うことがあります。また、各利用者が使用する機能は、管理者ユーザーが設定する権限により異なります。

第19条 取引照会

あらかじめ指定された当行本支店、他行の契約者名義の口座の残高照会および入出金明細等の照会ができます。

(1) 受入証券類の不渡、その他相当の事情がある場合には、すでに応答した内容について、訂正または取消をすることがあります。この場合、訂正または取消により生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 契約者は、残高等の口座情報が当行所定の時刻における内容であり、契約者が取引照会を行った時点での内容とは異なる場合があることを異議なく承認し、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません

第20条 お知らせ機能

お知らせ機能とは本サービス画面上に表示する「お知らせ」、「メッセージ」による通知をいいます。

(1) 当行は、当行から契約者および利用者への通知やその他の連絡を、当行が別途指定した場合を除き、お知らせ機能により行います。

(2) 当行は、当行(当行が制作する情報、当行グループ会社が制作する情報)または当行が選定した外部企業が提供する各種サービス等を含む情報提供をお知らせ機能により行います。

(3) 提供情報の取扱い

- ① 外部企業による提供情報を通じて契約者および利用者が入手できる特典、商品・サービス等は、外部企業の責任において提供されるものであり、当行がその内容を保証するものではありません。
- ② 外部企業による提供情報の内容等についての問い合わせは、契約者および利用者が外部企業に対して直接行うものとし、当行はこれに関して一切関与しないものとします。
- ③ 情報の追加、変更、修正、削除など、その他提供した情報により生じたいかなる損害についても当行は一切責任を負いません。

(4) 留意事項

- ① お知らせ機能により通知する情報には、当行以外の外部のインターネットサイトへのリンクを行う場合があります。その際、契約者および利用者は自己の責任と判断において利用するものとします。
- ② お知らせ機能による通知の内容を第三者が知得したことにより契約者および利用者へ生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ③ お知らせ機能による通知について、通信障害その他の理由による未着・延着が発生した場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ④ お知らせ機能への情報の追加、変更、修正、削除など、その他提供した情報により生じたいかなる損害についても、当行は一切の責任を負いません。
- ⑤ お知らせ機能による情報については、その真正性や同一性を当行が保証するものではありません。また、情報の利用にあたっては、契約者および利用者の判断において利用するものとし、それにより生じた損害につ

いて当行は責任を負いません。

第3章 関連サイト

第21条 関連サイトに関する留意事項

(1) 関連サイトで掲載する情報は当行が勧奨するものではありません。

(2) 当行は、関連サイトに掲載している情報について、その内容の完全性・正確性・有用性・安全性等についていかなる保証を行うものでもありません。また、当該情報を利用したことによって生じたトラブルについて、当行は一切の責任を負いません。

第4章 その他

第22条 機能の追加

本サービスに今後追加される機能について、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。また、サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。

第23条 情報利用について

(1) プロモーション等

当行は、本サービスの登録情報を元に、プロモーション等を目的とした電子メール配信等を行うことができます。

(2) 当行の各種サービス向上を目的とした利用

当行は、利用者等が本サービスの申込みまたは利用のために届出た情報および本サービスの画面上で入力した情報等を当行の各種サービス向上を目的として利用できるものとします。

(3) 本サービスの利用に関し、当行は契約者の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に委託することができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他法的手続、または監督官庁により、契約者の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

第24条 手数料等

(1) 基本手数料

本サービスの利用に伴う基本手数料(消費税相当額を含みます。以下同じ)はかかりません。なお、当行は基本手数料の額を諸般の情勢により変更する場合があります。この場合、当行は当行ホームページを通じて契約者に対しあらかじめ明示するものとします。

(2) その他の手数料

当行は、前項に定める基本手数料のほか、本サービスの利用にあたり必要となる手数料を新設・変更する場合があります。なお、この場合、当行は当行ホームページを通じて当該手数料の取扱について契約者に対しあらかじめ明示するものとします。

(3) 外部企業のサービスの手数料

本サービスを通じて外部企業のサービス等を利用・申込みする場合については、外部企業が定める手数料が発生する場合があります。

以上

(2024 年 9 月 26 日現在)